

中小企業者等事業継続支援金 申請受付要項

中小企業者等事業継続支援金申請受付要項には、申請要件や注意事項等が記載されていますので、必ず下記を熟読し、全ての内容に同意したうえでご申請ください。

1 受付期間

令和3年7月26日（月）から同年12月28日（火）まで

※令和3年9月30日（木）から延長しました。

2 受付方法

申請書類を次の宛先に「簡易書留など郵便物の追跡ができる方法」で郵送してください。

上記以外の方法による郵送は、申請書類が届かない場合がございます。届かなかった場合の責任は一切負いかねますのでご了承ください。また、持参による申請は受け付けておりません。

なお、申請書類の到達の有無に関するお問い合わせにつきましては、お答え致しかねますので、予めご了承ください。

(宛先) 〒910-8691 福井中央郵便局留め

福井県 中小企業者等事業継続支援金申請事務局 宛て

※令和3年12月28日（火）の消印有効です。

令和3年12月29日（水）以降の消印は無効となりますのでご注意ください。

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所および氏名を必ず記載してください。

※送料は申請者側でご負担願います。

3 問合せ先

ご不明な点は下記へお問合せください。

福井県事業継続支援金コールセンター

(電 話) 0776-50-6458

※お問合せの際は、電話番号をご確認のうえ、お掛け間違いのないようお願いします。

(受付時間) 午前9時30分から午後4時30分まで（土、日および祝日は除きます。）

4 申請に必要な書類の入手方法

下記のいずれかの方法にて、申請に必要な書類等を入手することが可能です。

- (1) 「福井県中小企業者等事業継続支援金」のホームページからダウンロード
(URL) <https://www.fukui-jigyo-keizoku.com>
- (2) 県内各市町、商工会、商工会議所、商工会連合会の窓口

5 中小企業者等事業継続支援金の給付にかかる通知等

- ・申請書類の審査の結果、中小企業者等事業継続支援金を給付する旨を決定したときは、中小企業者等事業継続支援金を給付することで通知に代えますので、必ず中小企業者等事業継続支援金の振込先に指定した口座の通帳を記帳のうえご確認ください。なお、通帳に記帳される振込依頼人名は下記のとおりです。

振込依頼人名 フクイケンケイゾクシエンキンジムキョク

- ・1回の給付額は10万円から60万円までの何れかになります。なお、申請書類の審査の結果、要件を満たさない月については給付対象外となるため、申請書に記載の金額と実際の給付額が異なる場合がありますので予めご了承ください。
- ・中小企業者等事業継続支援金の給付の有無に関するお問合せについては、お答え致しかねますので予めご了承ください。
- ・申請書類の審査の結果、中小企業者等事業継続支援金を給付しない旨の決定をしたときは、後日、不給付に関する通知を送付します。

6 中小企業者等事業継続支援金給付額

1事業者につき1か月あたり10万円（最大6か月分）

※売上が50%以上減少している月が、1か月の場合は10万円、2か月の場合は20万円、3か月の場合は30万円、4か月の場合は40万円、5か月の場合は50万円、6か月以上の場合は60万円となります。（創業特例の場合は1か月分（10万円）のみとなります。）

※これまでに中小企業者等事業継続支援金を申請し、中小企業者等事業継続支援金を受給した月は給付対象外となりますのでご注意ください。

※複数回に分けて申請することも可能ですが、申請する月が重複しないようご注意ください。

※事業者単位の申請になるため、事業所が個々に申請することはできません。

7 申請要件

中小企業者等事業継続支援金の申請要件は、次の全ての申請要件を満たす事業者とします。

- ① 中小企業者等事業継続支援金申請受付要項の内容の全てについて同意していること。
- ② 法人税または所得税の納税地が福井県内であること。

なお、個人事業主については、事業にかかる売上を事業収入または不動産収入として所得税の確定申告をしていること。

- ③ 令和3年1月から9月までの何れか1月の売上（※）が前々年または前年の同じ月と比べ50%以上減少していること。 ※福井県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金を含む
- ④ ③の売上減少の要因が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるものであること。
- ⑤ 申請日時時点で事業を実施しており、かつ今後も事業継続する意思を有していること。
- ⑥ 営業許可等を必要とする業種の場合、営業に必要な許可等を有していること。
- ⑦ 中小企業者等事業継続支援金の受給前後を問わず、県から書類の追加提出や説明の求めがあった場合は、これに必ず応じること。
- ⑧ 中小企業者等事業継続支援金の受給後に、県から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに必ず応じること。
- ⑨ 県内の商工会、商工会議所および商工会連合会（以下「商工会議所等」という。）と事業者との間において、施策の案内や各種調査、災害時等の連絡など、県の産業労働行政推進のために必要な情報共有体制を構築するため、申請書に記載の事業者名、住所、連絡先等の情報を提供することに同意すること。また、後日、商工会議所等から申請者に対し情報共有体制の構築にかかる依頼があった場合は、協力すること。
- ⑩ 中小企業休業等要請協力金、小規模事業者等再起応援金、雇用維持事業主応援金、福井県版持続化給付金または経営改善支援金（以下「協力金等」という。）において、申請要件を満たさないことを理由に、協力金等の支給または給付決定を取り消されたことがある場合、協力金等の返還が完了していること。
- ⑪ 申請事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が、福井県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員および暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。なお、このことを確認するために必要な事項を福井県警察本部長に照会する場合があることに同意すること。

※その他詳細な事項については、「中小企業者等事業継続支援金 よくあるご質問」をご確認ください。

8 申請手続き等

(1) 申請書類

- ・ 様式1（申請書類チェックリスト）で定める申請書類を、申請書類チェックリストとともに提出してください。必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。
 - ・ また、書類の不備や確認に時間を要した場合は、中小企業者等事業継続支援金の給付までに時間を要することもあります。
- なお、申請書類は返却しませんので、申請書類の提出時には、必ず控えをとり保管ください。

(2) 中小企業者等事業継続支援金の給付の決定

- ・申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは中小企業者等事業継続支援金を給付します。
- ・1回の給付額は10万円から60万円までの何れかになります。なお、申請書類の審査の結果、要件を満たさない月については給付対象外となるため、申請書に記載の金額と実際の給付額が異なる場合がありますので予めご了承ください。

9 不正受給

(1) 不正受給について

- ・中小企業者等事業継続支援金の不正受給は犯罪です。不正受給については、警察当局と連携し、厳正に対処します。
- ・不正受給と判断された場合、受給済の中小企業者等事業継続支援金に加え、返還日までの民法404条に基づく延滞金および中小企業者等事業継続支援金と同額を返還請求します。

(2) 不正受給の例

- ① 「7 申請要件」を満たしていないことを認識しているにもかかわらず申請する。
- ② 中小企業者等事業継続支援金が振り込まれた事実を把握しているにもかかわらず、**これまでに中小企業者等事業継続支援金を受給した月**で再度申請する。
※この場合、**これまでの**申請にかかる受給分についても、不正受給と見なします。
- ③ 月間の売上を偽って申請する。
- ④ 売上減少の要因が、自己都合による休業、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によらない業績不振等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるものでないにもかかわらず申請する。
- ⑤ 事業継続する予定が無い（廃業を決めている）にもかかわらず申請する。
- ⑥ 中小企業者等事業継続支援金受給後に、県から書類の追加提出や説明の求めがあったにもかかわらず拒否する、または県からの電話連絡に出ない。
- ⑦ 中小企業者等事業継続支援金受給後に、県から書類の追加提出や説明の求めがあった際に、支援金受給時には同意していた支援金申請受付要項の内容について異議を申し立てる。
- ⑧ 中小企業者等事業継続支援金受給後に申請要件を満たしていないことが判明したにもかかわらず、返還に応じない。

10 その他

- ・中小企業者等事業継続支援金申請事務局の運営については、県が業者に委託し実施しています。中小企業者等事業継続支援金に関する申請者からの問い合わせの対応、申請者への書類内容の確認や追加提出等の依頼については、原則委託業者から行いますのでご了承ください。
- ・中小企業者等事業継続支援金の給付の決定後に、申請要件に該当しない事実が発覚した場合は、

中小企業者等事業継続支援金の給付の決定を取り消し、期限を定めて返金を指示します。この場合、申請者は、中小企業者等事業継続支援金を返金するとともに、返還日までの民法404条に基づき延滞金を支払うこととなります。

- ・ 申請書類の内容確認または不備等に関する書類の再提出にかかる依頼については、土、日および祝日を除く午前9時00分から午後5時00分までの間に、申請書に記載した連絡先に電話により連絡させていただきます。福井県事業継続支援金申請事務局（電話番号0776-50-6459）から電話がかかってきましたら、必ず電話に出てくださいようお願いいたします。なお、申請書類を受理してから2週間経過しても、電話による連絡が一切取れない場合には、中小企業者等事業継続支援金の申請を取り下げたものと見なし、申請書類を返送させていただく場合があります。また、上記の依頼に応じていただけない場合についても、中小企業者等事業継続支援金の申請を取り下げたものと見なし、申請書類を返送させていただく場合がありますのでご了承ください。
- ・ 申請書類の不備等、再提出にかかる送料も申請者の負担になりますので、申請書類に不備が無いようご提出願います。また、再提出した書類を審査した結果、中小企業者等事業継続支援金を給付しない旨を決定する場合がありますが、書類の再提出にかかる送料をはじめ、申請にかかる送料は、全て申請者の負担になりますのでご了承ください。
- ・ 兼業農家で、農業の売上を事業収入として確定申告している方、また、不動産を所有し、不動産による収益を不動産収入として確定申告している方については、申請要件を全て満たしている場合、中小企業者等事業継続支援金を申請することができますが、身分や給与が法令等により保障されている公務員の方については、中小企業者等事業継続支援金の申請をご遠慮いただきますようお願いいたします。

中小企業者等事業継続支援金 創業特例について

(※申請書の申請日が令和3年9月8日以降のものから適用されます。)

1 概要

令和2年9月2日から令和3年7月31日までに創業した事業者または事業承継により事業を引き継いだ事業者については、下記Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの全てを満たしている場合に限り、創業特例として支援金の申請が可能です。

なお、令和3年8月1日以降に創業した事業者については、創業特例の対象となりません。

- Ⅰ 中小企業者等事業継続支援金受付申請要項の申請要件で定める「令和3年1月から9月までの何れか1月の売上が前々年または前年の同じ月と比べ50%以上減少していること。」以外の申請要件を全て満たしていること。
- Ⅱ 「2 創業特例申請要件」で定める要件を全て満たしていること。
- Ⅲ 「3 提出書類」で定める書類を提出していること。

2 創業特例申請要件

- (1) 創業日が令和2年9月2日から令和2年11月30日までの事業者（創業区分：①～③）
 - ・「令和3年1月から9月までの何れか1月の売上」が、「創業日が属する月の翌月から令和2年12月までの売上の合計を、創業日が属する月の翌月から12月までの月数で除した（割った）額」に比べ50%以上減少していること。
- (2) 創業日が令和2年12月1日から令和3年7月31日までの事業者（創業区分：④～⑪）
 - ・「創業日が属する月の翌月から令和3年9月までの何れか1月の売上」が、「創業日が属する月の翌月から令和3年9月までの売上の合計を、創業日が属する月の翌月から9月までの月数で除した（割った）額」に比べ50%以上減少していること。

※創業特例の場合、申請できる月が令和3年1月から9月までの何れか1か月のみ（最大1か月分）ですので、給付額は1事業者あたり10万円のみとなります。（これまでに創業特例で支援金を受給している場合は、今回の創業特例の給付対象外となりますので、ご注意ください。）

※詳細については次ページの創業区分早見表を確認してください。

※最後のページの比較対象イメージ図を参考にしてください。

創業区分早見表

創業区分	創業日	計算方法
①	R2.9.2～30	R2.10～R2.12の売上の合計 ÷ 3
②	R2.10.1～31	R2.11～R2.12の売上の合計 ÷ 2
③	R2.11.1～30	R2.12の売上の合計 ÷ 1
④	R2.12.1～31	R3.1～R3.9の売上の合計 ÷ 9
⑤	R3.1.1～31	R3.2～R3.9の売上の合計 ÷ 8
⑥	R3.2.1～28	R3.3～R3.9の売上の合計 ÷ 7

創業区分	創業日	計算方法
⑦	R3.3.1～31	R3.4～R3.9の売上の合計 ÷ 6
⑧	R3.4.1～30	R3.5～R3.9の売上の合計 ÷ 5
⑨	R3.5.1～31	R3.6～R3.9の売上の合計 ÷ 4
⑩	R3.6.1～30	R3.7～R3.9の売上の合計 ÷ 3
⑪	R3.7.1～31	R3.8～R3.9の売上の合計 ÷ 2

3 提出書類

- ・創業特例により支援金を申請する場合には、下記書類を必ず提出してください。
- ・なお、下記書類の提出が無い場合は、創業特例は適用されません。

(1) 法人

- ・税務署に提出した「法人設立届出書」の写し
※「設立年月日」欄に設立年月日の記載があるものに限りです。
- ・「2 創業特例申請要件」で定める売上が記載された帳簿の写し
※帳簿の写しには、該当する各月の売上が分かる箇所に必ず○を付けてください。

(2) 個人事業主

- ・税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」のうち開業にかかる分の届出の写し
※「開業・廃業等日」欄に開業年月日の記載があるものに限りです。
- ・「2 創業特例申請要件」で定める売上が記載された帳簿の写し
※帳簿の写しには、該当する各月の売上が分かる箇所に必ず○を付けてください。

【参考】比較対象イメージ図

(1) 創業日が令和2年9月2日から令和2年11月30日までの事業者（創業区分：①～③）

年	令和3年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	何れか1か月の売上（最大1か月）											

年	令和2年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
										創業日の翌月～12月までの月平均の売上		

この2つを比較します。

(2) 創業日が令和2年12月1日から令和3年7月31日までの事業者（創業区分：④～⑪）

年	令和3年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	創業日の翌月～9月までの何れか1か月の売上（最大1か月）											

年	令和3年											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	創業日の翌月～9月までの月平均の売上											

この2つを比較します。